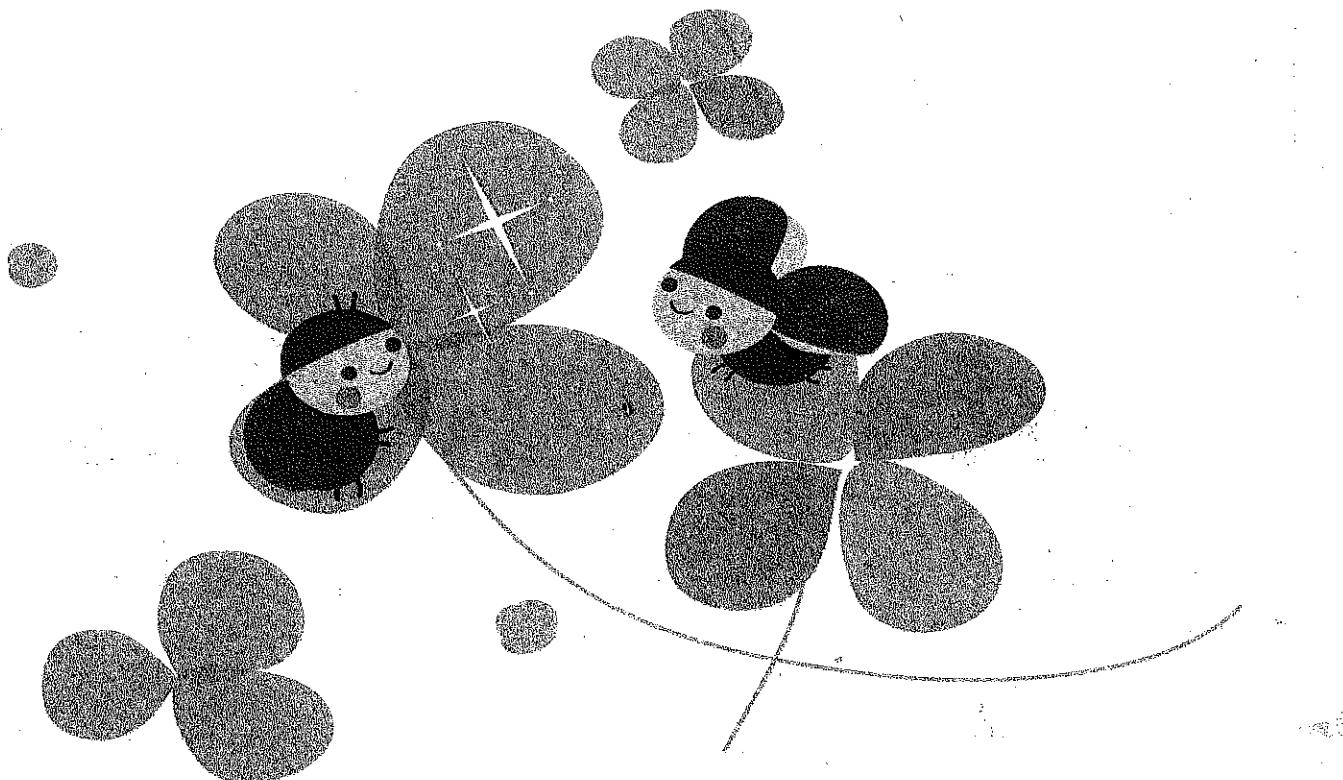


上六福祉だより

第46号

平成29年6月



## 就任にあたって

上六人部地区福祉推進協議会

会長 今川

地域の田植え終えた田んぼでは、蛙の大合唱が響き渡る初夏を 맞えています。

上六人部地区の福祉活動を、会長として7年もの長きにわたり支えてこられた今川 さんのが退任され、その後を引き受けこととなりました。

当協議会規約に、本会の目的は「地区内の福祉推進を図ること」とありますが、入口に立ったばかりの私としては、スタッフの皆さんや公民館・自治会等々の皆さんのお力を借りながら、本協議会の各種活動に取り組んでいきたいと決意を新たにしたところです。

広辞苑を紐解きますと、

「福祉とは、幸福。公的扶助やサービスによる生活の安定、充足。

消極的には生命の危急からの救い、積極的には生命の繁栄。」  
とあります。

少子高齢化、核家族化がますます進む上六人部地区では、公的機関はもちろん、隣人や地域の皆さんとの互助・共助が欠かせません。しかし、私は互助・共助というのは、まず自分から仕掛けることにより、人からも助けてもらうというのがその在り方だと考えます。幸い、私自身は、地域のいろいろな役職を経験させてもらい、たくさんの人と関わりあうことができましたから、この人脈・経験を生かして会長という職で仕掛けていきたいと思います。

本協議会は、「皆さんと共にあり、皆さんと共に歩む」ということを活動の理念として、出来るだけ多くの皆さんと関わり、交流の場が広がるよう努めてまいります。

皆様方のご理解とご協力、また各種活動への積極的なご参加をぜひお願いいたします。

## 退任のご挨拶

上六人部地区福祉推進協議会

前会長 今川

初夏の候、上六人部学区の皆様には益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。

この度、平成 22 年度から 7 年間お世話になりました会長を退任することになりました。この間曲がりなりにも会長職を果たさせていただけましたのは、学区民の皆様のご支援と事務局の支えがあつてのことと感謝を申し上げます。

今後は新会長のもとで更に充実した協議会活動が推進されることを確信しますとともに、皆様方のご健勝、ご多幸を心から祈念して退任にあたってのお礼のご挨拶とさせていただきます。

前会長 今川 様

長年に渡り大変お世話になり、ありがとうございました。

上六人部地区福祉推進協議会会員一同

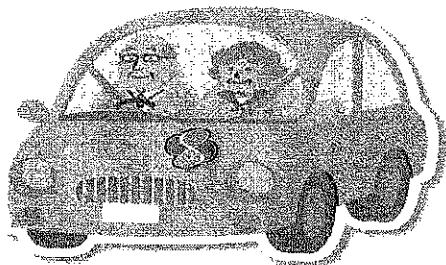
# 道路交通法改正される！！

道路交通をめぐる最新の情勢に対応し、道路交通法が平成29年3月12日に改正されました。特に高齢者に関する改正のポイントを掲載いたします。

## 高齢運転者対策の推進を図るための規定の整備

高齢者による交通事故を防止するため、認知症などに対する対策が強化されました。

### ① 臨時認知機能検査・臨時高齢者講習の新設



#### ア) 臨時認知機能検査

75歳以上の運転者が、認知機能が低下したときに起こしやすい一定の違反行為（18基準行為）をしたときには、臨時の認知機能検査を受けなければなりません。

## ① 未正規運転

- |             |                         |                              |
|-------------|-------------------------|------------------------------|
| ①信号無視       | ③指定通行区分違反               | ⑥横断歩道のない交差点に<br>おける横断歩行者等妨害等 |
| ②通行禁止違反     | ④環状交差点左折等方法違反           | ⑦徐行場所違反                      |
| ③通行区分違反     | ⑤優先道路通行車妨害等             | ⑧指定場所一時不停止違反                 |
| ④交差点右左折方法違反 | ⑩交差点優先車妨害               | ⑨台回不禮行                       |
| ⑤横断等禁止違反    | ⑪環状交差点通行車妨害等            | ⑩安全運転義務違反                    |
| ⑥道路変更禁止違反   | ⑫横断歩道等における<br>横断歩行者等妨害等 |                              |
| ⑦しゃ断踏切立入り等  |                         |                              |

## イ) 臨時高齢者講習

臨時認知機能検査を受け、認知機能の低下が運転に影響するおそれがあると判断された高齢者は、「臨時高齢者講習」（実車指導と個別指導）を受けなければなりません。

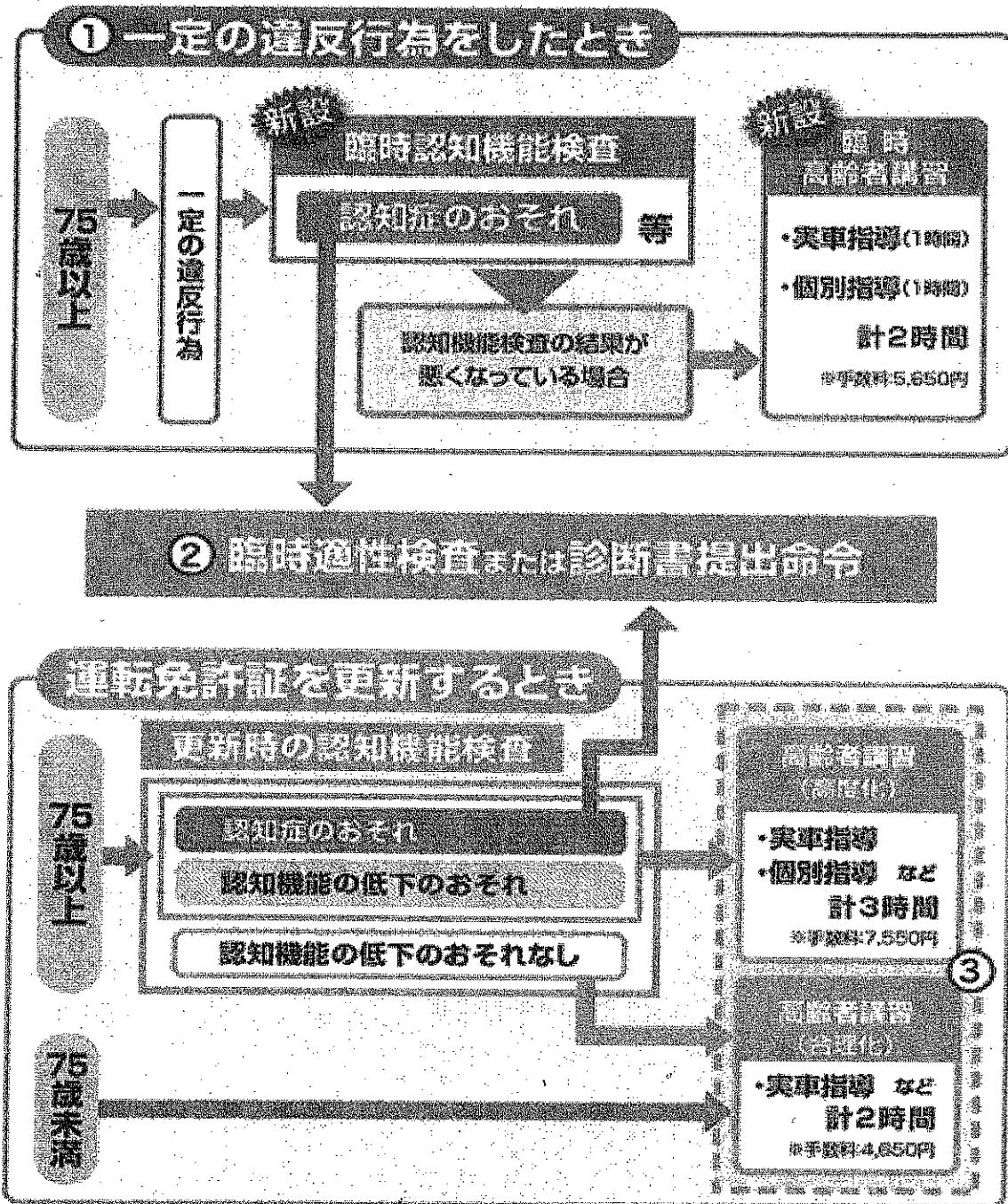
## ② 臨時適性検査制度の見直し

更新時の認知機能検査または臨時認知機能検査で「認知症のおそれがある」と判定された方は、「臨時適性検査」（医師の診断）を受け、または、命令に従い主治医等の診断書を提出しなければなりません。

※医師の診断の結果、認知症と判断された場合は、運転免許の取消しまたは停止となります。

## ③ 高齢者講習の合理化・高度化

高齢者講習は、75歳未満の方については2時間に合理化（短縮）されます。また、75歳以上の方については、認知機能検査の結果に基づいて、より高度化または合理化が図られた高齢者講習が実施されます。



一般財団法人 全日本交通安全協会ホームページより

池田で長年自然農法に取り組んでおられる中野さん

お話を聞きましたのでご紹介させていただきます。

自然農法に取り組まれて何年になりますか？

- \* 畑は池田が圃場整備をされた時からですので 40 年前からになります。

合鴨農法はいつごろからされていますか？

- \* 田んぼも 15 年前から無農薬にしていましたが、知人の勧めもあり 6 年前より合鴨農法に切り替えました。

合鴨は何羽位レンタルされるのですか？

- \* 1 反に少し多いのですが 15 羽お願いしています。

鴨たちを迎える準備が大変ですね。

- \* 天敵から守るために電気柵やネット張りは息子たちにも手伝ってもらいます。

エサの分量などにも気を付けておられますか？

- \* 情が移らないようにしているのですが、軽トラの音を聞きつけ鳴きながら集まつくると可愛くてついつい多くやりすぎてしまいます。

合鴨たちは何日位働くのですか？

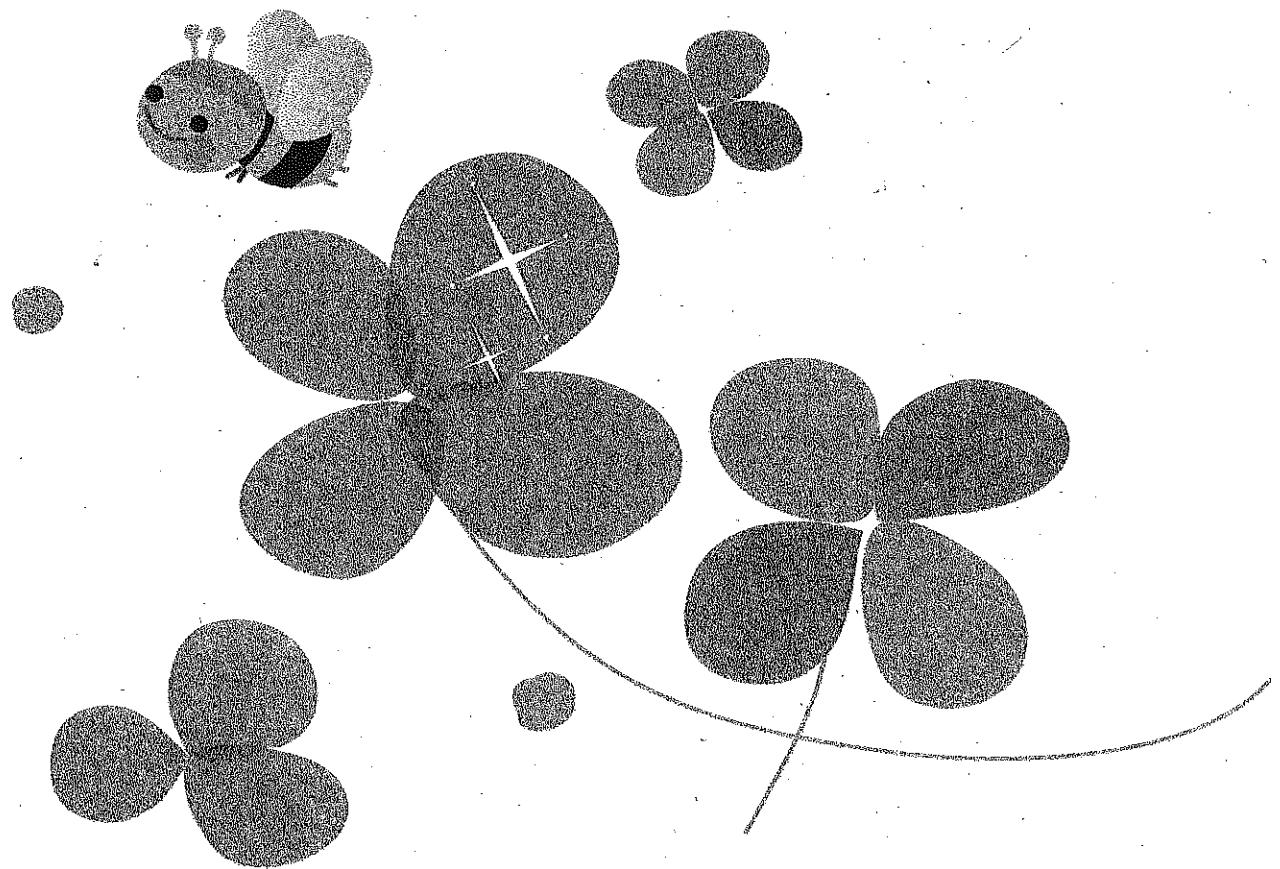
- \* 穂が出る前までですので約 2 ヶ月です。

2 ヶ月間は気が抜けないですね。

- \* 何をするにも大変ですが、これも認知症予防の一つだと思って私なりに取り組んでいます。無事収穫が終わり息子たちや孫たちに「とってもおいしかったよ」と言ってくれる一言が嬉しくて「ありがとう」の言葉に励まされ頑張っています。

中野さん、お忙しいところありがとうございました。お体に気を付けて暑い夏を乗り切って下さい。





## 編集後記

梅雨の候、上六人部地区の皆様に、新体制でスタートしました

上六地区福祉推進協議会広報部が、ここに「福祉だより 46号」  
をお届け致します。原稿をお寄せくださいました方々に深く感謝  
申し上げます。ありがとうございました。

(広報部一同)

